

令和5年度

河内長野市
一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

令和5年3月
河内長野市

目 次

■実施計画

- 1 計画の目的 1
- 2 計画対象区域 2
- 3 計画実施期間 2
- 4 一般廃棄物の種類及び排出量及び処理量の見込み 2
- 5 一般廃棄物の発生抑制のための方策 3
- 6 分別し、収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分 1 1
- 7 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項 1 2
- 8 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項 1 3

■資料

- ごみ処理フロー図 1 5

実施計画

1 計画の目的

令和3年3月に策定した河内長野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に定める基本理念、基本方針、目標を達成するために、令和5年度におけるごみ処理実施計画を策定するものである。

(1) 基本理念

本市の最上位計画となる「河内長野市第5次総合計画」では、将来都市像として「人・自然・歴史・文化輝く ふれあいと創造のまち 河内長野」を掲げている。それを実現するための政策のひとつとして「豊かな自然と暮らしが調和する環境づくり」を位置付け、循環型社会の構築を目指している。

第5次総合計画の趣旨と政策の方向及び近年の社会状況を踏まえ、循環型社会の構築を推進するためには、市民・事業者・行政の3者が、これまでの価値観やライフスタイルを見直すとともに、新たなライフスタイルに応じた社会の構築に向けた具体的な行動を起こしていくことが重要である。

これらの考えを基に策定した「河内長野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の基本理念を以下に示す。

基本理念

**環境にやさしく 資源の有効利用を進める
循環型都市 かわちながの**

(2) 基本方針

現在、少子高齢化や核家族化及び人口減少が進むことを考慮した時代の二一ズに対応できる廃棄物処理行政が求められている。

基本理念を実現するために以下の「5つの基本方針」を定めるものとする。

～ 5つの基本方針 ～

- 1) 発生抑制の推進（リデュース）
- 2) 再使用の推進（リユース）
- 3) 資源化の推進（リサイクル）
- 4) 協働による取組の推進
- 5) 安定かつ効果的・効率的な事業の確立

2 計画対象区域

河内長野市全域とする。

3 計画実施期間

令和5年4月1日～令和6年3月31日

4 一般廃棄物の種類及び排出量及び処理量の見込み

目標達成時の排出量及び処理量について、以下のとおりである。
※家庭系ごみ、事業系ごみの合計である。

(単位 t)

一般廃棄物の種類		見込量(目標値)
焼却	もえるごみ	21,674
破碎	もえないごみ・粗大ごみ	3,091
資源化	ペットボトル	208
	プラスチック製容器包装	704
	カン・小型金属	271
	大型金属類	236
	ビン	588
	古紙	780
	古布	165
	魚あら	58
	剪定枝	395
	陶磁器製食器	9
	ガラス製食器	3
	小型家電	4
	資源集団回収	3,376
	焼却施設金属類(第2清掃工場)	311
粗大ごみ施設金属類(第2清掃工場)	144	
副産塩(第2清掃工場)	107	
最終処分	焼却灰	3,275

5 一般廃棄物の発生抑制のための方策

河内長野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画で掲げた目標達成に向けた方策の体系図を以下に示す。

基本方針	目標達成に向けた方策	
発生抑制の推進 ～Reduce～	家庭系ごみ	生ごみ減量の推進
	発生抑制推進事業	プラスチックごみの削減
	事業系ごみ	多量排出事業者への対応
	発生抑制推進事業	自己処理責任の周知徹底
再使用の推進 ～Reuse～	家庭系ごみ	譲り合いによる再使用の促進
	リユース推進事業	修理・修繕による買い替え抑制
資源化の推進 ～Recycle～	家庭系ごみ	収集システムの継続的改善
	リサイクル推進事業	分別精度の向上と資源化の徹底
		集団回収団体への助成制度
		リサイクル製品の購入促進
		小型家電リサイクル促進
	事業系ごみ	収集システムの継続的改善
	リサイクル推進事業	小売店における資源化の推進
各種リサイクル法等に基づく取り組みの促進		
木質系ごみ（剪定枝等）の資源化	グリーン購入の促進	
魚あらの資源化	市内から発生する剪定枝等の資源化	
協働による取り組みの推進	市民参画・事業協力体制推進事業	市民参画の推進と事業推進の協力体制の検討
		環境啓発の推進
		環境教育の推進
	情報提供推進事業	情報収集の推進
安定かつ効果的・効率的な事業の確立	市民参画・事業協力体制推進事業	廃棄物減量等推進審議会
	収集体制のあり方	分別収集の継続実施
		ふれあい収集の充実の検討
		戸別収集の検討
	ごみ処理の有料化検討	
	ごみシール制見直し検討	家庭系ごみシール制の見直しの検討
		事業系ごみシール制の見直しの検討
	ごみ集積所の適正な管理の促進	
	資源ごみ等抜き取り対策	
	適正な処理事業	
不法投棄・野焼き対策		
特別管理一般廃棄物・適正処理困難物の取扱い		
危険物の適正処理		
災害廃棄物への対応		

前述記載の体系図に示した方策のうち、令和5年度の事業計画について、以下のとおり実施する。

I 発生抑制の推進

(1) 家庭系ごみ発生抑制推進事業

① 生ごみ減量の推進

- ・ 広報紙、ホームページ等を活用して、買った食材を使いきる「使い切り」、食べ残しをしない「食べきり」、生ごみの水をきる「水きり」の「3きり運動」など、生ごみの減量手法を分かりやすく情報発信する。
- ・ 賞味期限内の未利用食品や備蓄品等を必要とする人に届けるフードバンク活動やフードドライブ活動等を支援し、食品ロス削減にも貢献する。

② プラスチックごみの削減

- ・ レジ袋の有料化を契機とするプラスチックごみ削減の機運について、広報紙、ホームページ等を活用して、マイバッグやマイボトルの使用を推奨すること等により啓発する。
- ・ 「かわちながのプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、使い捨てプラスチックを使用しないライフスタイルへの転換を促進する。

(2) 事業系ごみ発生抑制推進事業

① 多量排出事業者への対応

- ・ ごみの多量排出者の実態調査に努め、事業者に対し、製品の製造過程における資源の有効利用、包装の簡素化、商店の販売等における量り売りの積極的な実施、使い捨て容器の抑制等による廃棄物の抑制や減量に関する計画の作成を指導し、自らの責任において、ごみの発生抑制や資源化に努めるよう求める。

② 自己処理責任の周知徹底

- ・ 生産者が製品の生産・使用段階から廃棄・資源化段階まで責任を負う「拡大生産者責任」の考え方を事業者に周知し、製品製造時に可能な限りごみが増えない方法で製造するとともに、出来る限り寿命の長い商品を製造することなどを働きかける。

II 再使用の推進

(1) 家庭系ごみリユース推進事業

① 譲り合いによる再使用の促進

- ・ 家庭に眠っているまだまだ使えるものを他の人に譲り、物を長く使用するリユースの取り組みとして、「もったいない市」や「ぐるぐるマルシェ」などのリユースイベントを開催し、市民の参加を促していくことで、リユースの促進を図る。

② 修理・修繕による買い替え抑制

- ・ 家電製品やおもちゃ、椅子などの家具、自転車等は、買い替えでなく修理や修繕により長く使うことを啓発し、リユース意識の向上を促進する。

※「もったいない市」・・・

家庭で不要となった食器を回収し、使えるものを陳列し、欲しい人が無料で持ち帰ることができるイベントのこと。

※「ぐるぐるマルシェ」・・・

家庭で不要となった子供服・子供靴・子供用帽子を回収し、使えるものを陳列し、欲しい人が無料で持ち帰ることができるイベントのこと。

III 資源化の推進

(1) 家庭系ごみリサイクル推進事業

① 収集システムの継続的改善

- ・ 環境省の示す「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成25年4月改訂）では、標準的な分別区分を類型Ⅰ～Ⅲとしており、本市の分別区分は類型Ⅱにあてはまる。今後も、収集システムを継続的に改善していくため、適宜見直しを行っていく。

② 分別制度の向上と資源化の徹底

- ・ 「ごみと資源の分け方・出し方」の配布や、広報紙、ホームページ、ごみ分別アプリや市公式LINEを活用した情報発信等により、ごみに対する無関心層をはじめとした市民の分別意識の向上を図るために啓発を充実させ、もえるごみに相当量含まれている古紙・古布やプラスチック製容器包装等の資源化物の分別徹底を促進する。
- ・ スーパーなどで実施している資源化物の店頭回収について、回収場所や回収品目を市民に周知するなど、事業者による自主的な回収活動を支援する。

③ 集団回収団体への助成制度

- ・ 資源集団回収助成制度により、資源化の推進及び市民の資源有効活用に対する意識向上を図り、近年の人口減少や高齢化に伴う担い手不足などによって減少傾向にある利用者と資源回収量を回復するための働きかけを実施することで、地域コミュニティの形成へ寄与するとともに、循環型社会の形成を推進する。

④ リサイクル製品の購入促進

- ・ 消費者である市民が、再生資源から作られたリサイクル製品の購入を検討できるよう、リサイクルマークやグリーン購入等の情報を提供し、リサイクル需要の拡大に努める。

⑤ 家電リサイクルの促進

- ・ 小型家電について、回収ボックスや持ち込みによる回収、国のリサイクル認定事業者と連携した宅配便による回収を継続していく。
- ・ 大型家電（エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機等）について、国のリサイクル認定事業者と連携した回収を新たに行っていく。
- ・ 広報紙やホームページ等により、市民に対して家電リサイクル制度の理解と利用促進を図るための啓発活動を行っていく。

(2) 事業系ごみリサイクル推進事業

① 収集システムの継続的改善

- ・ 現在実施している「普通ごみ」「資源ごみ」の2種分別を継続し、さらなる分別の徹底、排出抑制・資源化に向けた見直しについて、関連法令等の動向を見ながら、適宜行っていく。

② 小売店における資源化の推進

- ・ 再生品や環境負荷の少ない商品の販売等を促進するとともに、分別排出の徹底、多量排出事業者に対する資源化計画の推進等を促進する。

③ 各種リサイクル法等に基づく取り組みの促進

- ・ 各種リサイクル法に基づき、再生利用の実施、実施目標や排出抑制方法の設定等の取り組みを促進する。例えば、食品リサイクル法については、食品関連事業者に対して行うなど、各種リサイクルシステムの構築に向けた啓発・助言を行う。

④ グリーン購入の促進

- ・ 環境に配慮した製品（リサイクル商品、環境負荷の少ない商品等）を優先的に購入・調達する、いわゆるグリーン購入を進めていくため、グリーン購入を実施している事業者のPRや評価等の情報の普及に努める。

(3) 木質系ごみ（剪定枝等）の資源化ー市内から発生する剪定枝等の資源化

- ・ 市内から発生する剪定枝等の資源化に向けて検討していく。

(4) 魚あらの資源化

- ・ 市内の事業所から発生する魚あらの資源化を継続していく。

IV 協働による取り組みの推進

① 市民参画・事業協力体制推進事業ー市民参画の推進と事業推進の協力体制の検討ー

- ・ 市民の理解と協力を得るため、計画の推進等に市民が参加できるような場を設けるとともに、多様な啓発活動や情報提供に努める。

② 市民参画・事業協力体制推進事業ー環境啓発の推進ー

- ・ 従来からの申込制による「まちづくり出前講座」を継続するとともに、市からの積極的なアプローチにより、地域や学校へ出向いた環境啓発や講座などを実施し、市民との意見交換の場を設ける。
- ・ 「もったいない市」や「ぐるぐるマルシェ」を継続し、市民団体との協働によるリユースを進める。
- ・ 企業等と協力した啓発活動の実施や各種イベント等とコラボした企画に参画し啓発の促進を図る。

③ 市民参画・事業協力体制推進事業ー環境教育の推進ー

- ・ 次世代を担う子供達の環境意識の高揚を図るため、ごみに関する社会科副読本の配布や、清掃工場及びリサイクル施設の見学会等を通じて環境教育を実施していく。

④ 情報提供推進事業ー情報提供の推進ー

- ・ 広域的取り組みが必要な事項については、南河内環境事業組合及び構成市町村でその必要性和可能性を検討し、構成市町村間の意見交換や調整の場を設置するよう働きかけるとともに、各種機会を通じて、ごみ処理の政策に関して国等へ要望を行っていく。

- ・ 市民のごみに対する認識を高め、ごみ減量化の実現に繋がるよう、行政として市民に求めたい項目及び市民が知りたい項目等を広く周知するために、広報紙、ホームページ等での情報提供に努める。
- ・ ごみに対する関心の低い若者層が情報を得やすいように、市ごみ分別アプリや市公式LINEを活用した情報発信を強化し、ごみの分別方法やごみ出しルールなどの情報を分かりやすく伝えることで、意識啓発を図っていく。

⑤ 市民参画・事業協力体制推進事業－廃棄物減量等推進審議会－

- ・ 一般廃棄物の減量及び処理に関する事項を協議するため、河内長野市廃棄物減量等推進審議会を設置している。この審議会を活用し、様々な立場から意見をもらい、ごみの減量化・資源化、適正処理の推進に関する協議を行っていく。

V 安定かつ効果的・効率的な事業の確立

① 収集体制のあり方－分別収集の継続実施－

- ・ 今後も分別収集を継続し、地域の状況の変化や高齢化及び核家族化を考慮した、より適切で効率的な収集体制の検討を行い、住民サービスの向上を図っていく。
- ・ 国によるプラスチック製品とプラスチック製容器包装の一括回収に関する制度整備の今後の動向を見据えながら、収集体制の整備や市民への周知などについて研究・検討を進めていく。

② 収集体制のあり方－ふれあい収集の充実の検討－

- ・ 通常のステーション方式の収集とは別に行っている、ごみ出し困難者に対する「ふれあい収集」を継続するとともに、今後顕著になる高齢化や核家族化等の社会情勢に対応できる体制づくりを検討していく。

③ 収集体制のあり方－戸別収集の検討－

- ・ 分別精度の向上や住民サービスの面では有効な戸別収集について、効果と課題、市民ニーズの動向、近隣市の状況、ごみ排出量の状況及び家庭系ごみの有料化も含めた財源の確保など、あらゆる側面を考慮しながら、具体的な実施の可能性について研究・検討を進めていく。

④ ごみ処理の有料化検討

- ・ 厳しい財政状況の中、より一層の分別とサービスの向上が求められており、必要な財源の確保が必要であることから、シール制の見直しや戸別収集の検討にあわせて、有料化の検討を進めていく。

- ⑤ ごみシール制のあり方ー家庭系ごみシール制の見直しの検討ー
- ・ 家庭系ごみシール制について、市民ニーズの動向、排出量の状況や減量化目標の達成状況等をみながら、周辺市町村との調整等も含め、無料配布枚数の見直し等を検討する。
- ⑥ ごみシール制のあり方ー事業系ごみシール制の見直しの検討ー
- ・ 事業系ごみのシール制について、排出抑制効果の検証や自己処理責任の観点から評価し、今後、効果の検証により適宜見直しを図っていく。
- ⑦ ごみ集積場所の適正な管理の促進
- ・ 各家庭からごみが排出され、市が収集する拠点であるごみ集積場所は、清潔で適切な利用ができるよう、各自治会と協力し、適正な管理を促進する。
 - ・ ごみ集積場所の適正な維持に係る支援を検討する。
 - ・ 地域のニーズに応じて、ごみ集積場所の適正配置に努める。
- ⑧ 資源ごみ等の抜き取り対策
- ・ 分別して排出された資源ごみや大型金属は、貴重な資源として、選別等されているが、それらがごみ集積場所から抜き取られている現状があることにより、資源化量の低下と市民の分別に対する意識の低下を招くことが懸念されている。そのため、市や委託業者以外の者が収集することがないように、条例に基づく勧告と適切な指導及びパトロール等を実施することにより、資源の抜き取りを防止する。
- ⑨ 適正な処理事業
- ・ 「事業系ごみの分け方・出し方」パンフレットを配布することにより、事業系ごみの排出者に対して、ごみの適正処理を促進する。
- ⑩ 不法投棄・野焼き対策
- ・ 不法投棄や野焼きへの対策として、市によるパトロールを実施するとともに、大阪府や警察署と連携を図り、不法投棄防止と野焼き防止のためのネットワークを活用して、ごみの適正処理に対する指導と理解を深め、市民の意識向上を図る。
 - ・ 不法投棄の防止に努め、土地所有者等への注意喚起を促すとともに、不適正なごみの焼却や野焼きをしないよう、周知徹底を図る。
 - ・ 不法投棄防止看板の作成等によって、不法投棄されにくい環境づくりを行っていく。

⑪ 特別管理一般廃棄物・適正処理困難物の取扱い

- ・ 特別管理一般廃棄物（PCB を含む家電製品や感染性一般廃棄物、ばいじん等）については、本市及び南河内環境事業組合での処理は行わない。
- ・ 適正処理困難物（自動車部品、危険物、建築建材等）については、購入店や施工業者等による引き取りを徹底する。
- ・ それらについて、適切かつ安全に処理を行うよう、今後も広報、ホームページ、ごみカレンダー等で周知徹底を図っていく。

⑫ 危険物の適正処理

- ・ ごみにリチウムイオン電池やスプレー缶等の危険物が混入すると、ごみ収集車両や清掃工場の火災等の事故を引き起こす原因となることから、適切な分別の周知啓発に努める。

⑬ 災害廃棄物への対応

- ・ 大規模な地震や水害等の災害時には、通常どおりのごみ処理が困難となるとともに、大量のがれき等の廃棄物が発生することが予測される。そのため、南河内環境事業組合と協議するとともに、近隣市町村と広域的な支援や対応等で助け合える相互協力の体制を構築する。
- ・ 「河内長野市災害廃棄物処理計画」に基づき、平常時の災害予防対策と、災害発生時の状況に即した災害廃棄物処理の具体的な対応を示すことにより、災害廃棄物の適正かつ円滑な処理の実施を図る。

6 分別し、収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

(家庭系)

分別区分	収集頻度	排出方法	排出方式	対象	
もえるごみ	週2回	推奨ごみ袋	ステーション方式	生ごみ類：調理ごみ・残飯等	
				紙くず類：ティッシュペーパー・紙コップ・紙おむつ等	
				ビニール・プラスチック製品類：ポリバケツ・歯ブラシ・CDケース・プラスチック製食器・おもちゃ等	
				皮革類：かばん・くつ・ベルト等	
				その他：落ち葉・剪定枝（葉・小枝）・タバコの吸い殻・カイロ等	
もえないごみ 粗大ごみ	月1回	推奨ごみ袋	ステーション方式	家具・寝具類：たんす・机・ふとん・じゅうたん・座布団等	
				家電製品類：アイロン・ファンヒーター・ミシン・エレクターン・掃除機・乾電池等	
				せともの類：花びん・置き物・植木鉢等	
				ガラス類：蛍光灯・鏡・窓ガラス・耐熱ガラス等	
				刃物類：はさみ・包丁・のこぎり等	
資源ごみ	プラスチック製 容器包装	月2回	推奨ごみ袋	ステーション方式	ボトル類：サラダ油・ソース・シャンプー等のボトル
					トレイ類：惣菜・豆腐・刺身等のトレイ
					パック類：たまご・化粧品パッケージ等のパック
					カップ類：カップ麺・ヨーグルト・プリン等のカップ
					袋類：レジ袋・菓子袋等
					その他：梱包用材（発泡スチロール）・キャップ・ラベル等
	ペットボトル	月1回	推奨ごみ袋	ステーション方式	ボトル類：飲料用・酒類・しょうゆ・しょうゆ加工品等のボトル
	カン ビン 小型金属 古紙 古布	月1回	推奨ごみ袋 (古紙は 種類ごとに 紐結束)	ステーション方式	カン類：缶詰・ジュース缶・菓子缶・スプレー缶・カセットボンベ等
					ビン類：調味料・ボン酢・化粧品・ドリンク類等
					小型金属類：18リットル缶・なべ・フライパン・スプーン等
					古紙類：新聞紙・雑誌・ダンボール・飲料用紙パック・雑紙等
古布類：衣類・タオル等					
小型家電	随時	直接持ち込み	拠点回収	パソコン・携帯電話・スマートフォン等	
小型充電式 電池	随時	直接持ち込み	拠点回収	リチウムイオン電池・ニッケル水素電池・ニカド電池	

(事業系)

分別区分	収集頻度	排出方法	排出方式	対象
普通ごみ	事業所 による	推奨ごみ袋	戸別方式	生ごみ類：生ごみ・茶かす等
				紙くず類：ちり紙、紙きれ等
				その他：剪定枝、落ち葉、天然皮革（靴・かばんなど）等
資源ごみ	事業所 による	推奨ごみ袋 (古紙は種 類ごとに紐結 束)	戸別方式	カン類：ジュース・缶詰などのカン（一斗カンまでの大きさ）
				ビン類：酒・しょうゆ・ジュース・調味料等のビン
				小型金属類：鍋・フライパン・やかん・スプーン等
				古紙類：新聞・雑誌・段ボール等
古布類：衣類・タオル等				

7 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに循環型社会の構築を図るとともに、社会情勢の変化に対応して、次の収集運搬・中間処理及び最終処分にに基づき、より適正な収集・運搬、処理・処分を行う。

(1) 収集・運搬

- ・ ごみの収集・運搬は、ステーション方式を基本とし、将来的に各家庭の前で収集を行う戸別収集方式を検討していく。また、市民の生活スタイルに対応すべく、随時、予約制により臨時ごみ収集も引き続き実施する。
- ・ 高齢又は障害等の理由により家庭ごみをごみ集積場所まで持ち出すことが困難な世帯に対し、玄関前で戸別に収集する「ふれあい収集」を継続して実施する。
- ・ 一部の資源ごみ（カン、ビン、小型金属、古紙、古布）の資源選別作業所への直接持ち込み及びもえるごみ、もえないごみ・粗大ごみの第2清掃工場への直接持ち込みを継続し、市民サービスの向上を図っていく。
- ・ 家庭及び事業所等から排出されるごみの収集・運搬業務は、今後も継続して業務委託により実施しつつ、さらなる効率化に努める。

(2) 中間処理

- ・ 「もえるごみ」「もえないごみ・粗大ごみ」の焼却及び破碎処理等については、南河内環境事業組合第2清掃工場で適正に処理を行う。
- ・ 「資源ごみ」については、業務委託により効率的・効果的に処理を行う。

(3) 最終処分

- ・ 焼却処理により発生する焼却灰については、環境負荷を低減するため減量に努め、大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）に委託し、最終処分を行っていく。

8 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

本市の「もえるごみ」「もえないごみ・粗大ごみ」については、本市を含む3市2町1村で構成する南河内環境事業組合第2清掃工場で処理されている。

施設名	南河内環境事業組合第2清掃工場
■焼却処理施設	
処理能力	95t/24h×2炉
処理方式	全連続燃焼式ごみ焼却炉
■粗大ごみ処理施設	
処理能力	回転式:30t/5h せん断式:5t/5h
処理方式	回転式破砕機 せん断式破砕機

資源ごみのうち、カン・ビン・小型金属・古紙・古布・プラスチック製容器包装・ペットボトル・陶磁器製食器・ガラス製食器については、民間の処理施設において、選別・圧縮・梱包等を行い、再生事業者へ引き渡し、資源化を行っている。また、大型金属類については、直営の施設である資源選別作業所において、委託業者による選別等を行ったのち、資源化を行っている。

施設名	藤野興業(株)資源リサイクルセンター
■カン・ビン等中間処理施設	
処理委託(予定)量	カン:247t ビン:527t 小型金属:18t 古紙:772t 古布:170t
処理方式	選別・圧縮・梱包
■プラスチック製容器包装中間処理施設	
処理委託(予定)量	プラスチック製容器包装:780t
処理方式	選別・圧縮・梱包
■ガラス等中間処理施設	
処理委託(予定)量	陶磁器製・ガラス製食器:12.5t
処理方法	選別・破砕・エッジレス加工・ふるい

施 設 名	(株)河内長野衛生事業所
■ペットボトル中間処理施設	
処理委託(予定)量	ペットボトル:230t
処 理 方 式	選別・圧縮・梱包

施 設 名	河内長野市資源選別作業所
■大型金属等選別処理	
処理委託(予定)量	大型金属類:230t
処 理 方 式	選別・資源化

第2清掃工場において、処理後に発生する焼却灰の最終処分は、長期安定的または広域的に廃棄物を適正処理するために設立された大阪湾広域臨海環境整備センター（フェニックス）で行っている。

施 設 名	大阪湾広域臨海環境整備センター(フェニックス)
広 域 対 象 地 区	近畿2府4県168市町村

ごみ処理フロー図（R5年度）

